

参考資料2

知床国立公園
知床生態系維持回復事業計画

平成 22 年 10 月 21 日

農林水産省
環 境 省

1. 生態系維持回復事業計画の名称
知床国立公園 知床生態系維持回復事業計画

2. 生態系維持回復事業計画の策定者
農林水産省、環境省

3. 生態系維持回復事業計画の計画期間
平成 22 年 10 月 21 日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。

4. 生態系維持回復事業の目標

知床国立公園は極めて原始性の高い自然景観と豊富な野生生物によって形成される多様な生態系を有しており、ミズナラ、イタヤカエデ、トドマツ、アカエゾマツ等の針広混交林、ダケカンバやミヤマハンノキにより構成される落葉広葉樹林、ハイマツ低木林等の森林群落、主として山岳稜線部に広がる高山植物群落や山岳湖沼の周辺に広がる湿原植物群落、そして海浜の砂礫地とこれに続く断崖、急傾斜地の海岸性植物群落、海岸断崖上部の風衝草原、高茎草本群落等多様な植物群落が発達している。特に、知床岬に代表される海岸部の断崖やその周辺にはガンコウラン、シコタンヨモギ等の高山帯の植物を主体とする群落やエゾシシウド、シレットコトリカブト等による高茎草本群落が分布し、海岸線から高山植生が生育することも特徴である。

また、知床に生息するサケ科魚類が海と川を行き来し、これらを重要な餌資源とするヒグマやシマフクロウ、オオワシ、オジロワシといった大型哺乳類や絶滅のおそれのある猛禽類等様々な生きものが生息し、また北方系と南方系の野生生物が共に生息するとともに、海域と陸域の自然環境が密接に影響し合い、多様な生物相と生物間相互作用に支えられた豊かな生態系を形づくっている。知床半島は、上述のような「生態系」と「生物多様性」が評価され、平成17年7月に世界自然遺産に登録された。

このように豊かな生態系が評価される一方、エゾシカによる自然環境への影響は深刻化している。知床半島では、エゾシカが 1970 年代に阿寒方面より侵入し、1980 年代から個体数が急増し、知床岬地区においては平成 10 年度に越冬数カウントが 592 頭に達した以降は増減を繰り返しながら高密度で推移しており、半島内の他の越冬地でも同様の傾向を示している。エゾシカの増加により、越冬地を中心とした樹皮の採食による特定樹種の激減と更新不良、林床植生の現存量低下と種の多様性の減少、海岸性植物群落とそれに含まれる希少植物の種又は個体群の減少、エゾシカ不食植物であるハンゴンソウ、エゾオグルマ等や外来種であるアメリカオニアザミ等の増加が観察されている。エゾシカの高密度状態がさらに長期化する場合、希少植物の種又は個体群の絶滅、高山植生への影響、急傾斜地の土壌侵食等が懸念されている。平成 20 年 7 月、ユネスコ世界遺産委員会は、知床半島でのエゾシカ対策が生態系や生物多様性の保全の観点から重要であることを指摘し、継続的なモニタリングの結果を基に順応的管理を進めることを求めている。

本事業では、エゾシカの採食圧による影響の低減を通じて、知床国立公園における原生的な生態系の維持又は回復を図ることを目標とする。なお、本事業で維持又は回復を図る生態系とは、過去のある時点の静的な種構成の回復ではなく、生態的過程により変動する動的な生態系であり、近代的な開拓が始まる前の状態である明治以前の生態系とする。

5. 生態系維持回復事業を行う区域

知床国立公園全域

6. 生態系維持回復事業の内容

(1) 生態系の状況の把握及び監視

地域の生態系を特徴づける動植物の生息・生育状況及び土壌浸食を把握するための調査を行い、その動向を定期的に監視（モニタリング）する。

① 植物の生育状況の把握

森林群落における毎木調査、木本葉の現存量調査、林床植生調査及び海岸性植物群落、高山植物群落における植生調査等を実施し、エゾシカの影響及びアメリカオニアザミ等の外来植物の侵入・定着状況を経年的に把握する。また、防鹿柵内外における植生調査等を実施し、エゾシカの侵入防止による植生の回復状況を把握する。

② 生態系の指標となる動物の生息状況の把握

生態系の維持・回復の指標とするため、小型哺乳類、鳥類、両生類、爬虫類、昆虫類等の調査を行い、生息状況を把握する。

③ エゾシカの生息状況等の把握

エゾシカの生息数を推定するためのカウント調査、ライトセンサス調査等、個体群の状態を把握するための試料の収集・分析等を経年的に行うとともに、季節移動ルート及び越冬地を把握するため、発信器の装着による追跡調査等を行う。

また、知床国立公園及び周辺地域におけるエゾシカの捕獲数等のデータを集計・分析する。

④ 土壌浸食の状況の把握

土壌浸食の進行を把握するために、定点撮影等の方法により調査を行う。

(2) 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除

生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物として、以下の動植物の防除を行う。

① エゾシカの防除

人為的介入を行うことが適切な地域において、銃器又は罠等による捕獲を実施する。銃器による捕獲時には、必要に応じて、エゾシカの移動ルートを分断する仕切り柵、射撃用タワー、爆音器、餌付け器具等を設置し、効率的な捕獲に努める。

なお、エゾシカの捕獲に当たっては「知床半島エゾシカ保護管理計画」（平成18年11月釧路自然環境事務所作成）との整合を図る。また、公園利用者の安全及び快適性の確保並びに植生及び希少猛禽類等他の動物への影響を最小限に留めるよう努めることとし、特に希少猛禽類に対する影響の軽減については専門家等の助言を得て必要な配慮を行う。

エゾシカの採食圧から本来の自然植生を守り、回復させるため、環境省、林野庁、斜里町等により、各所において、防鹿柵や樹皮保護ネットが設置されているため、これらの堅実な管理を図り、対象地区における植生回復を図る。また、新たに対策の必要が生じた地区において防鹿柵の設置を行う。

②外来植物の防除

アメリカオニアザミ等の外来植物について、未侵入地への侵入防止のための防除、知床岬等重要地点での分布拡大防止のための防除を行う。なお、アメリカオニアザミの分布拡大はエゾシカの食性とも密接に関連していることから、エゾシカ対策と連携して進める。

(3) 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善

生態系を特徴づける動植物の生息・生育環境を改善するための検討・実証試験及び環境の改変を行う。

①海岸性植物群落等の改善手法の検討・実証試験

エゾシカによる影響が著しく、植生の回復がみられない海岸性植物群落等については、上記(1)の調査・監視の状況を踏まえ、効果的な生育環境の改善手法についての検討、実証試験を行う。

②エゾシカの越冬環境の改変

人為的に出現した道路法面や農林業跡地の緑化植物等植栽地を対象に、環境を改変しエゾシカの利用を制限することで、越冬地の環境収容力を削減し、周辺の自然植生に対する採食圧を低下させる。

(4) 生態系の維持又は回復に資する普及啓発

当該生態系の保護の必要性、エゾシカによる被害状況、捕獲等の対策の必要性、本事業の実施状況、侵略的な外来種等による被害を予防する必要性等について、インターネット等を活用し、地域住民や公園利用者等に普及啓発を進め、本事業への理解と協力を働き掛ける。

(5) 前各号に掲げる事業に必要な調査等に関する事業

植生の監視等については、できるだけ簡便で効果的なデータの取得手法を検討し、実際の監視に活用する。

繰り返し捕獲によるエゾシカの学習により、エゾシカの捕獲効率が低下することのないような捕獲手法について調査研究を行い、必要に応じて、実証試験を実施する。

7. 生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

(1) 生態系維持回復事業計画の評価及び見直しに関する事項

本事業を順応的な考え方のもとに実施していくため、事業の効果、内容等の総括的な検証・評価を行い、本事業計画の見直しを行うこととする。なお、検証・評価、本事業計画の見直しに当たっては、知床世界自然遺産地域科学委員会の下に設置しているエゾシカワーキンググループにおける本事業への助言、指導等を踏まえるものとする。

(2) 生態系維持回復事業の実施に関連する計画との連携に関する事項

本事業の推進に当たっては、北海道が策定した「特定鳥獣保護管理計画」（「知床半島エゾシカ保護管理計画」を含む）との整合を図るものとする。

(3) 生態系維持回復事業の実施体制に関する事項

関係行政機関、関係団体等と本事業に係る情報を共有し、連絡調整を図るとともに、連携・協力して必要な事業を実施していくものとする。

なお、連携・協力に当たっては、知床世界自然遺産地域連絡会議及びエゾシカワーキンググループの場を活用する。また、生態系維持回復事業の実施者は、毎年6月末日までに知床世界自然遺産地域連絡会議の事務局（釧路自然環境事務所、北海道森林管理局、北海道）に対して、過去1年分の実施結果について情報提供を行う。